

**(仮称) 白河市中心小企業・小規模企業振興基本条例に係るパブリックコメント
の募集結果及び対応方針について**

○標記の件について、下記のとおり実施しました。

1. 意見募集の概要

条例の題名	(仮称) 白河市中心小企業・小規模企業振興基本条例
条例案の公表日	令和元年8月2日(金)
意見募集期間	令和元年8月2日(金) から 令和元年9月1日(日) まで
周知方法	窓口での配布、ホームページ、広報誌

2. 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数	1件(1名)
持参	0件
郵便	0件
F A X	0件
Eメール	1件

無効な意見	0件
-------	----

3. 提出意見及び対応方針

別紙のとおり

(仮称)白河市中小企業・小規模企業振興条例(案)に係るパブリックコメント及び対応方針

No.	該当例箇所	意見	意見等への対応
1	<p>第1条</p>	<p>本条例案のなかで、市の責務(第4条)および大企業の役割(第7条)において「市内の経済循環を促進する」と規定されているように、今日、中小企業者等の振興に関する施策を推進する目的の一つは、持続可能なまちづくりのために「地域内経済循環を十分に機能させる」(京都大学・日立製作所「地方分散シナリオ」2017年9月5日付)ことにあると考えます。その観点から、本条例案の目的を規定する第1条においてこそ、これを明示し、条文の上から4行目を「本市経済の活性化及び市内の経済循環の促進による市民生活の向上」という表現にしていただくことを要望いたします。</p>	<p>ご意見のとおり、「第4条 市の責務」「第5条 中小企業者等の努力」「第7条 大企業者の役割」「第10条 市民の理解及び協力」の各条において「市内の経済循環の促進」や「市内製品等を利用する努力」に関する記載があることから、「地域内経済循環を十分に機能させる」ことについては、条例内に反映されているものと考えています。</p> <p>一方で、当該条例制定は、中長期的な中小企業等の振興施策の連続性や継続性を担保することで、地域内経済循環をはじめとした地域経済の活性化など、持続可能な地域社会の形成を図ることを趣旨としていることから、第1条の目的を条例案のとおり修正します。</p>
2	<p>第13条</p>	<p>中小企業者等の振興を可能にする事業活動の拡大については、本条例案に規定された四つの領域にとどまらず、持続可能なまちづくりの観点からは、農業ないし農工商連携、商業、観光業の領域が事業活動の拡大の対象になるべきであると考えます。農業ないし農工商連携については第13条(4)に含まれると考えられなくはないので措くとしても、商業と観光業については、次のような新たな項目を立てる必要があると考えますので、これらの項目について検討していただくことを要望いたします。</p> <p>(5) 地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援すること。 (6) 観光資源を活用し、その魅力を市内外に発信して観光事業の発展を支援すること。</p>	<p>ご意見のとおり、農工商連携や産学官連携など異業種や異分野における相互の連携については、第13条第4項に記載がございません。</p> <p>また、「(5) 地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援すること」「及び(6) 観光資源を活用し、その魅力を市内外に発信して観光事業の発展を支援すること。』につきましては、当該条例が「商業」や「観光業」といった特定の業種の振興を想定しているものではなく、市内の中小企業者等全体に対する振興を目的とすることでありますことから、それに対する施策は、第13条から第15条の規定により網羅されていると考えています。</p>